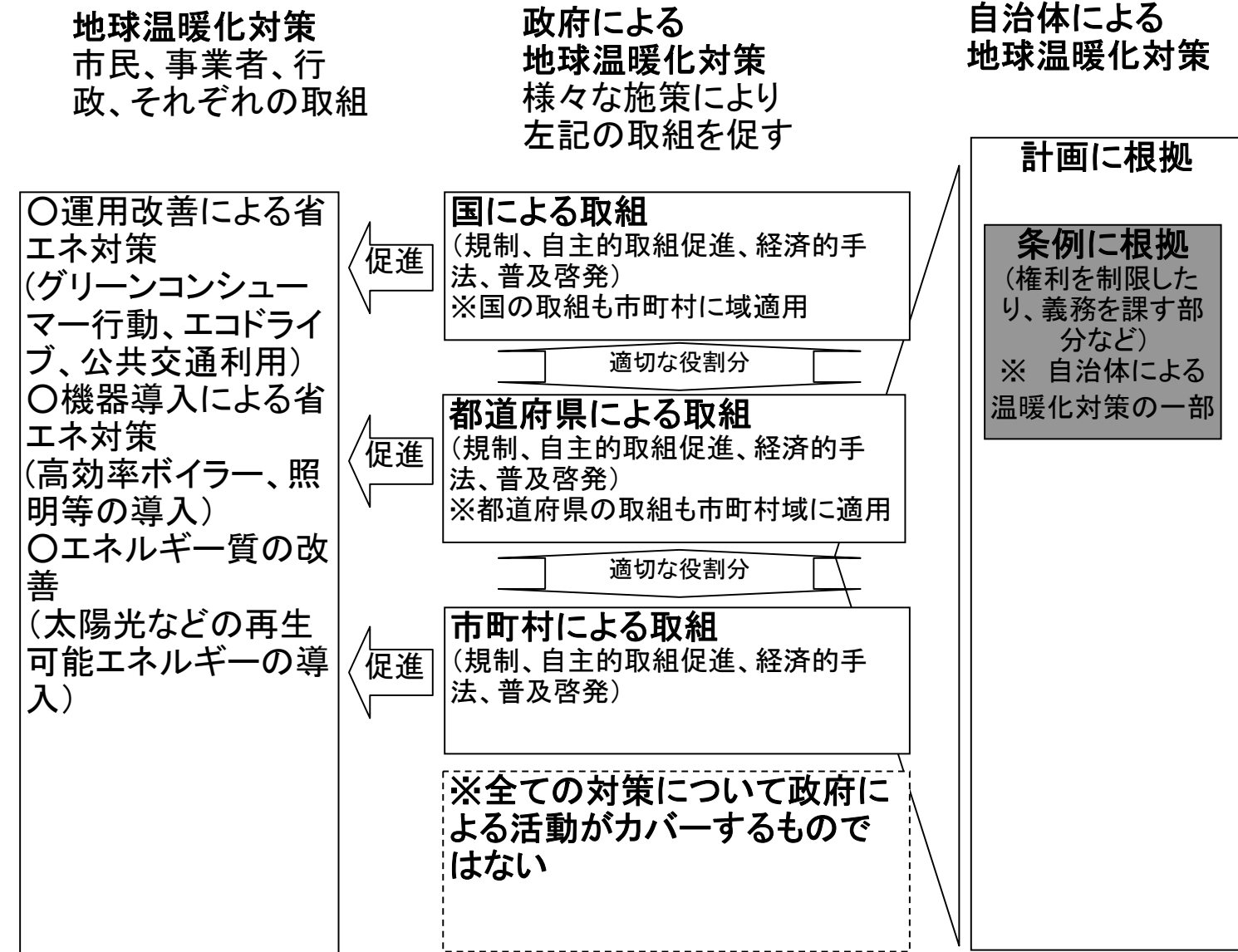
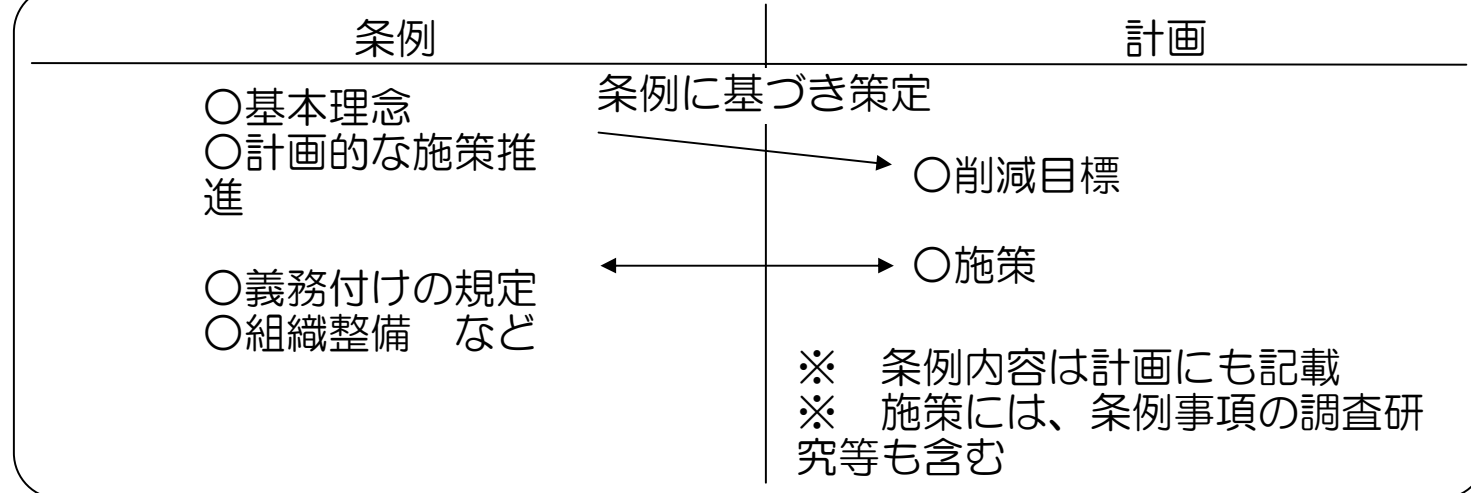


1 地球温暖化対策のイメージ



2 条例と計画の関係イメージ

(仮称) 地球温暖化対策条例と計画の関係

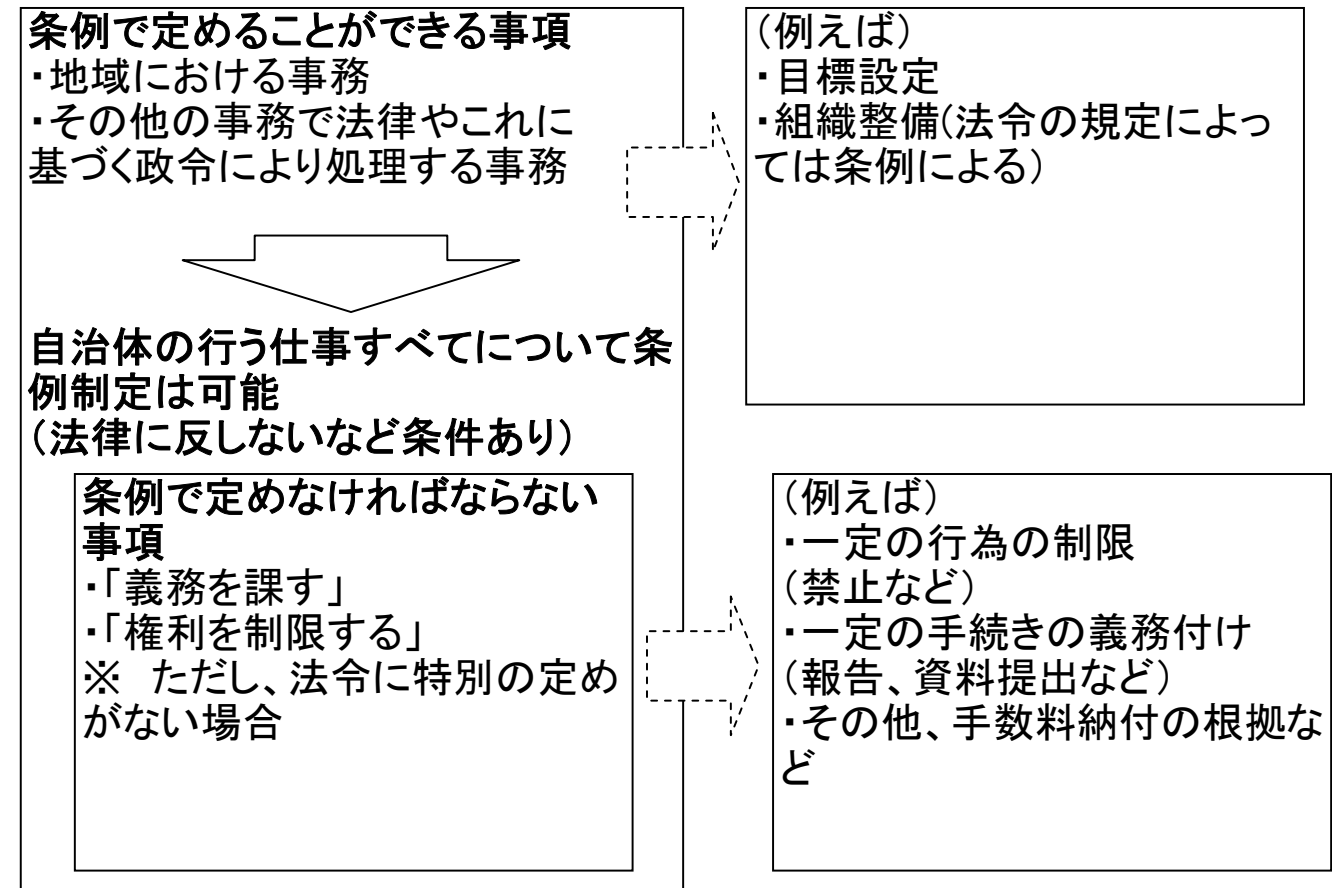


3 条例と行政計画の相違点イメージ

(1) 手続きの相違

	条例	行政計画
政策立案	審議会等 行政素案作成 パブコメ等実施・反映	審議会等 行政案 パブコメ等実施・反映
政策決定	市長による提案 議会の決定 公布・施行	市長の決定 策定
政策実施	条例に基づく政策実施	計画に基づく政策実施

(2) 条例で定めることが必要な事項等



添付Ⅰ 地球温暖化対策等と条例の関係性について

		対応イメージ	法令の規定事項	想定される施策	市条例の規定事項等	他都市の導入状況
転換部門	エネルギー供給	エネルギー供給面のCO2削減 ・新エネルギー対策、燃料転換等	・新エネ導入義務（RPS法）	・エネルギー環境計画書制度 ・エネルギー事業者による域内のエネルギー使用実績提出	・ <b>エネルギー事業者による域内のエネルギー使用実績提出</b>	温暖化条例等（長野県、京都府、千代田区など） 環境保全条例（東京都など）
産業部門	エネルギー消費	エネルギー需要面のCO2削減 ・自主行動計画の実施、エネルギー管理の徹底	・第1種、第2種管理指定工場に対する計画書制度（省エネ法）	・温室効果ガス排出量削減計画・報告制度	・環境配慮書、環境負荷低減行動計画書（公害防止等生活環境保全条例） ・ <b>温室効果ガス排出量削減計画・報告制度</b>	温暖化条例等（京都市、長野県、京都府、大阪府など） 環境保全条例（札幌市、横浜市、名古屋市、東京都など）
民生部門（家庭系）	機器効率	・機器の効率改善の強化	・トップランナー基準方式の導入、省エネラベリング制度（省エネ法）	・省エネラベル添付		温暖化条例等（京都市、長野県、京都府など） 環境保全条例（東京都など）
民生部門（業務系）	エネルギー消費	・自主行動計画の実施、エネルギー管理の徹底	・第1種、第2種管理指定工場に対する計画書制度（省エネ法）	・温室効果ガス排出量削減計画・報告制度	・環境配慮書、環境負荷低減行動計画書（公害防止等生活環境保全条例） ・ <b>温室効果ガス排出量削減計画・報告制度</b>	温暖化条例等（京都市、長野県、京都府、大阪府など） 環境保全条例（札幌市、横浜市、名古屋市、東京都など）
運輸部門	交通	・自動車交通対策、環境負荷の小さな交通体系の構築	・荷主等の届出（省エネ法）	・自動車管理計画・報告制度 ・低公害車導入計画・報告制度 ・自動車環境情報説明制度 ・アイドリングストップの義務付け	・自動車環境情報説明制度、アイドリングストップの義務付け（公害防止等生活環境保全条例）	温暖化条例等（長野県など） 環境保全条例（札幌市、横浜市、東京都など）
その他	緑化	温室効果ガスの吸収 ・民間建築物等の緑化等の推進 ・官庁施設・公共空間等の緑化等の推進	・一定規模以上の工場による一定割合以上の緑化及び設置等の届出（工場立地法）	緑化計画書制度	緑化指針に基づいた助言、指導（緑の保全及び緑化の推進に関する条例）	温暖化条例等（京都府、大阪府など） 緑の条例（横浜市、名古屋市、東京都など）
横断的取組	開発・建築	・住宅・建築物の省エネ性能の向上・再生可能エネルギーの導入	一定規模以上の建築物の建築主による省エネ措置届出（省エネ法） 環境影響評価制度（環境影響評価法）	・建築物環境配慮制度、性能表示 ・環境影響評価制度 ・再生可能エネルギー導入検討の義務付け ・地域計画書制度（温暖化アセスメント）	・建築物環境配慮制度、性能表示（公害防止等、生活環境保全条例） ・環境影響評価制度（環境影響評価条例） ・ <b>再生可能エネルギー導入検討の義務付け</b> ・ <b>地域計画書制度（温暖化アセスメント）</b>	温暖化条例等（京都市、京都府、大阪府など） 環境保全条例（札幌市、横浜市、名古屋市、東京都など） ・環境影響評価条例

※ 市条例の規定事項等のうち、太字・下線は、現在検討事項としてあがっているもの

添付Ⅱ 温室効果ガス排出削減対策・施策と条例・計画における対応イメージ  
 (対策名、対策概要は地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインをベースに整理)

部門名	内対応	対策名	対策概要	施策内容	条例における対応が必要なもの	計画における対応 (法律の運用含む)
産業部門	よ運 る用 ギ省 ー改 エ善 ネ等 ルに	自主行動計画等の着実な実施(機器導入等にもかかる)	省エネルギー法によるエネルギー管理や自主行動計画の着実な実施等を通じて抑制を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発</li> <li>環境マネジメントシステム等の認証取得の推進・支援</li> <li>自主計画書制度の導入</li> <li>事業者の省エネ設備導入やFS調査に対する支援措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主計画書制度の導入(計画書・報告書制度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発</li> <li>環境マネジメントシステム等の認証取得の推進・支援</li> <li>自主計画書制度の導入</li> <li>事業者の省エネ設備導入やFS調査に対する支援措置</li> </ul>
	機器 エ導 ネ入 等による	高性能工業炉の導入	高性能工業炉の開発は、高温空気燃焼とよばれる新しい燃焼方式によるものであり、従来炉に比べ30%以上のCO2削減と同時に、超低NOx化、低騒音化が可能。	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入に対する支援措置</li> <li>普及啓発</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>導入に対する支援措置</li> <li>普及啓発</li> </ul>
		高性能ボイラーの普及	従来のボイラーに比べ、熱効率が上回る高性能ボイラーの普及を促進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入に対する支援措置</li> <li>普及啓発</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>導入に対する支援措置</li> <li>普及啓発</li> </ul>
		建設施工分野における低燃費型建設機械の普及	建設機械からの全CO2排出量のうち、60%の排出割合を占めるバックホウ、トラクタショベル、ブルドーザについて、低燃費型機械の普及を促進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>低燃費型建設機械の公共工事への活用</li> <li>低燃費型建設機械の普及に対する支援措置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>低燃費型建設機械の公共工事への活用</li> <li>低燃費型建設機械の普及に対する支援措置</li> </ul>
		省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置	省エネルギー性能に優れた低温～超低温用自然冷媒冷凍装置が開発され、従来型装置に比べ、相当のエネルギー起源CO2の削減が可能となった省エネ型低温用自然冷媒冷凍装置について、従来型設備との差額の一部補助、削減効果の広報により、普及を促進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発</li> </ul>
の 改 ネ C 善 ル O に ギ 2 よ ー る の 省 質	エネルギーの面的な利用	複数の施設・建物への効率的なエネルギーの供給、施設・建物間でのエネルギーの融通、未利用エネルギーの活用等エネルギーの効率的な面的利用は、地域における大きな省CO2効果を期待し得ることから、地域の特性、推進主体、実現可能性等を考慮しつつ、環境性に優れた地域冷暖房等の積極的な導入・普及を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画制度を活用したエネルギーの面的利用の推進</li> <li>先導的モデル事業の推進</li> <li>環境整備の推進</li> <li>低利融資制度、補助制度などによる支援の実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画制度を活用したエネルギーの面的利用の推進</li> <li>先導的モデル事業の推進</li> <li>環境整備の推進</li> <li>低利融資制度、補助制度などによる支援の実施</li> </ul>	

添付Ⅱ 温室効果ガス排出削減対策・施策と条例・計画における対応イメージ  
 (対策名、対策概要は地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインをベースに整理)

部門名	内容	対策名	対策概要	施策内容	条例における対応が必要なもの	計画における対応 (法律の運用含む)	
省エネルギーによる運用改善等	省エネルギー	地域レベルでのテナントビル等に対する温暖化対策の推進	ビルや集合住宅等建築物や施設全体での省CO2化を図るため、ビルオーナーやテナント、エネルギー供給事業者といった関係する各主体の個々の垣根を越えた取組みを活発化する。このため、ITを活用し施設全体のエネルギー管理や複数建物のエネルギーの一括管理を行うような取組みを促進する。	・地域協議会を活用した優良事例の公表、相談窓口の設置 ・中小企業支援制度		・地域協議会を活用した優良事例の公表、相談窓口の設置 ・中小企業支援制度	
		BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)の普及	ITの活用により、エネルギーの使用状況をリアルタイムに表示し、また室内状況に対応して照明・空調等の最適な運転を行うエネルギー需要の管理システム(BEMS: Building Energy Management System)の普及を図る。	・BEMSの率先導入の推進 ・BEMSの導入に対する支援措置		・BEMSの率先導入の推進 ・BEMSの導入に対する支援措置	
省エネルギー	躯体の改善等に	建築物の省エネ性能の向上	建築物の省エネルギー性能は、エネルギー消費を通じて業務その他部門のCO2排出量に長期にわたり大きな影響を与えることから、新築時点における省エネルギー対策を引き続き進めるとともに、これに加えて、既存の建築物ストックの省エネルギー性能の向上を図る省エネルギー改修を促進する。	・省エネルギー法に基づく建築主等に対する指導・助言、指示・公表・勧告制度の活用 ・総合的な環境性能評価の活用 ・地方公共団体の建築物における省エネ措置の実施 ・グリーン庁舎の整備、グリーン診断・改修の推進 ・既存官庁施設の適正な運用管理の徹底	・総合的な環境性能評価の活用 (建築物環境配慮制度など)	・省エネルギー法に基づく建築主等に対する指導・助言、指示・公表・勧告制度の活用 ・総合的な環境性能評価の活用 ・地方公共団体の建築物における省エネ措置の実施 ・グリーン庁舎の整備、グリーン診断・改修の推進 ・既存官庁施設の適正な運用管理の徹底	
民生業務部門	機器導入等による省エネルギー	事業所への省エネ機器の導入・普及	従来方式に比べ省エネルギー性能が特に優れた機器が開発され製品化されており、これらの機器の加速的普及を図るため、その導入に対する支援を行い、事業者による更なる普及を促進するとともに、小型化・設置容易化等の技術開発を促進する。	・普及啓発・率先導入の推進 ・初期投資に対する補助金 ・地球温暖化対策地域協議会における導入に対する支援		・普及啓発・率先導入の推進 ・初期投資に対する補助金 ・地球温暖化対策地域協議会における導入に対する支援	
		高効率照明の普及(LED照明)	白熱灯や蛍光灯が、エネルギー消費量の少ないLEDなどに置き換えることで省エネを実現				
		業務用省エネ型冷蔵・冷凍機の普及	省エネ効果が高くフロンを使用しない冷凍装置や、中小規模の小売店舗の業態特性に応じた省エネ型冷蔵機				
		業務用高効率空調機の普及	ヒートポンプ技術を活用した業務用の空調機。				
		高効率給湯器の普及	ヒートポンプや潜熱回収、ガスエンジンを活用したエネルギー効率の高い給湯器。				
		潜熱回収型温水ボイラーの導入	ガスボイラーで、燃料ガスの排気中の水分を凝縮させて取り入れ水の予熱に利用する。				
		エレベータの省エネルギー	機械室レスのロープ巻き上げ電動式エレベータの普及。電力消費は、油圧式エレベータの4分の1程度				
		超高効率変圧器の導入	鉄芯にアモルファス合金を採用した変圧器で、負荷損、無負荷損を低減し、全損失を約60%低減する。				
		上水処理施設へのインバータ制御の導入	上水処理施設における送水ポンプ用動力にインバータ制御を導入することにより、省電力を図る。				
		ESCO事業の推進	省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受する事業。				
省エネCPOによる省質	エネルギーの面的な利用	複数の施設・建物への効率的なエネルギーの供給、施設・建物間でのエネルギーの融通、未利用エネルギーの活用等エネルギーの効率的な面的利用は、地域における大きな省CO2効果を期待し得ることから、地域の特性、推進主体、実現可能性等を考慮しつつ、環境性に優れた地域冷暖房等の積極的な導入・普及を図る。	・都市計画制度を活用したエネルギーの面的利用の推進 ・先導的モデル事業の推進 ・環境整備の推進 ・低利融資制度、補助制度などによる支援の実施		・都市計画制度を活用したエネルギーの面的利用の推進 ・先導的モデル事業の推進 ・環境整備の推進 ・低利融資制度、補助制度などによる支援の実施		

添付Ⅱ 温室効果ガス排出削減対策・施策と条例・計画における対応イメージ  
 (対策名、対策概要は地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインをベースに整理)

部門名	内 容 対 応	対策名	対策概要	施策内容	条例における対応が必要なもの	計画における対応 (法律の運用含む)	
民生家庭部門	運用改善等による省エネルギー	HEMS (ホームエネルギー管理システム) の普及	IT の活用により、エネルギーの使用状況をリアルタイムに表示し、また室内状況に対応して照明・空調等の最適な運転を行うエネルギー需要の管理システム (HEMS : Home Energy Management System) の普及を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HEMS の率先導入の推進</li> <li>・HEMS の導入に対する支援措置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・HEMS の率先導入の推進</li> <li>・HEMS の導入に対する支援措置</li> </ul>	
		消費者意識改革	国民が地球温暖化問題を自らの問題として捉え、ライフスタイルを不断に見直し、省エネルギー対策に努めることを促す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発</li> <li>・グリーンコンシューマー行動の促進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発</li> <li>・グリーンコンシューマー行動の促進</li> </ul>	
		電気ポット	待機電力削減				
		テレビ	主電源の消灯				
		空調	適正温度の設定				
		照明	こまめな消灯				
		レジ袋	レジ袋使用量の削減				
	詰め替え商品	詰め替え商品の選択					
	躯体の改善等による省エネルギー	住宅の省エネ性能の向上	住宅の省エネルギー性能は、エネルギー消費を通じて民生家庭部門CO2 排出量に長期にわたり大きな影響を与えることから、新築時点における省エネルギー措置の徹底に加えて、既存の住宅ストックの省エネルギー性能の向上を図る省エネルギーリフォームを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー法の指示・公表・勧告制度の活用</li> <li>・住宅性能表示制度の普及推進</li> <li>・総合的な環境性能評価の活用</li> <li>・公共住宅等の省エネ措置の実施</li> <li>・建築主や設計者等に対する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な環境性能評価の活用 (建築物環境配慮制度など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー法の指示・公表・勧告制度の活用</li> <li>・住宅性能表示制度の普及推進</li> <li>・総合的な環境性能評価の活用</li> <li>・公共住宅等の省エネ措置の実施</li> <li>・建築主や設計者等に対する情報提供</li> </ul>	
		住宅の省CO2 化	住宅製造事業者、消費者等が連携した住宅の省CO2 化のモデル的取組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県センターを活用した省エネ情報の提供</li> <li>・省エネ住宅、省エネ資材・設備等の普及促進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県センターを活用した省エネ情報の提供</li> <li>・省エネ住宅、省エネ資材・設備等の普及促進</li> </ul>	
機器導入等による省エネルギー	トップランナー基準による機器の効率向上	今後、更に個別機器の効率向上を図るため、トップランナー基準の対象を拡大するとともに、既に対象となっている機器の対象範囲の拡大及び基準の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネラベルを通じた省エネルギー情報の積極的な提供等</li> <li>・普及啓発</li> <li>・率先導入の推進</li> <li>・「省エネ家電普及講座」等の普及啓発の促進</li> <li>・「省エネ家電普及協力店」の情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネラベルを通じた省エネルギー情報の積極的な提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発</li> <li>・率先導入の推進</li> <li>・「省エネ家電普及講座」等の普及啓発の促進</li> <li>・「省エネ家電普及協力店」の情報提供</li> </ul>		
	家庭への省エネ機器の導入・普及	省エネ型機器を選択・購入することで、省エネルギーの促進を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入促進</li> <li>・率先導入の推進</li> <li>・「省エネ家電普及講座」等の普及啓発の促進</li> <li>・「省エネ家電普及協力店」の情報提供</li> <li>・省エネラベリング制度、省エネルギー型製品販売事業者評価制度等を通じた消費者への省エネルギー情報の積極的な提供等</li> <li>・導入に対する支援措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネラベリング制度、省エネルギー型製品販売事業者評価制度等を通じた消費者への省エネルギー情報の積極的な提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入促進</li> <li>・率先導入の推進</li> <li>・「省エネ家電普及講座」等の普及啓発の促進</li> <li>・省エネラベリング制度、省エネルギー型製品販売事業者評価制度等を通じた消費者への省エネルギー情報の積極的な提供等</li> <li>・「省エネ家電普及協力店」の情報提供</li> <li>・導入に対する支援措置</li> </ul>		
	高効率照明の普及 (LED 照明) 電球型蛍光灯	白熱灯や蛍光灯が、エネルギー消費量の少ないLED などに置き換わることで省エネを実現白熱灯電球を、電球型の蛍光灯に置き換わることで省エネを実現。					
	高効率給湯器の普及	ヒートポンプや潜熱回収、ガスエンジンを活用したエネルギー効率の高い給湯器。					
	食器洗い機	手洗いに比べて大幅な節水を実現することで、給湯需要を抑制。					
電気ポット	真空断熱等により断熱効果を高めることで保温時の消費電力を抑制。						
内炎式ガステーブル等の高効率ガスコンロの普及	炎口をバーナー内部に設けることにより、火炎が外向きに広がらず、熱効率が高い内炎式ガステーブル等の、高効率ガスコンロの普及を推進する。						

添付Ⅱ 温室効果ガス排出削減対策・施策と条例・計画における対応イメージ  
 (対策名、対策概要は地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインをベースに整理)

部門名	内対応	対策名	対策概要	施策内容	条例における対応が必要なもの	計画における対応 (法律の運用含む)
運輸部門	運用改善等による省エネルギー	公共交通機関の利用促進	鉄道新線、中量軌道システム、LRT (Light Rail Transit) 等の公共交通機関の整備や、IC カードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善、パークアンドライド等によるサービス・利便性の向上を引き続き図るとともに、シームレスな公共交通の実現に向けた取組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市圏交通円滑化総合対策事業の実施</li> <li>駅前広場等交通結節点の整備の推進</li> <li>公共交通機関利用促進に資する社会実験の実施・支援</li> <li>公共交通機関の整備</li> <li>サービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進</li> <li>普及啓発</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>都市圏交通円滑化総合対策事業の実施</li> <li>駅前広場等交通結節点の整備の推進</li> <li>公共交通機関利用促進に資する社会実験の実施・支援</li> <li>公共交通機関の整備</li> <li>サービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進</li> <li>普及啓発</li> </ul>
		エコドライブの普及促進等による自動車運送事業等のグリーン化	交通状況に応じた安全な定速走行等エコドライブの普及・推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリングストップ遵守対策の推進</li> <li>アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>アイドリングストップ遵守対策の推進</li> <li>アイドリングストップ等エコドライブの普及啓発</li> </ul>
		自動車交通需要の調整	交通システムの効率化等を図るため、自動車単体対策だけでなく、交通需要マネジメント (TDM: Transportation Demand Management)、信号機等の交通安全施設の整備、公共交通機関の利用促進等総合的な対策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通需要マネジメント (TDM) 施策の推進</li> <li>都市圏交通円滑化総合対策事業の実施</li> <li>自転車利用環境の整備</li> <li>自転車利用の促進に資する社会実験の実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>交通需要マネジメント (TDM) 施策の推進</li> <li>都市圏交通円滑化総合対策事業の実施</li> <li>自転車利用環境の整備</li> <li>自転車利用の促進に資する社会実験の実施</li> </ul>
		路上工事の縮減	路上工事は、道路の維持管理やライフラインの整備等に必要不可欠であるが、道路利用等に影響を及ぼす恐れがあることから、路上工事時間の縮減を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路工事調整会議による集中工事・共同施工等の調整</li> <li>共同溝の整備</li> <li>年末・年度末、五・十日、観光シーズンの工事抑制等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路工事調整会議による集中工事・共同施工等の調整</li> <li>共同溝の整備</li> <li>年末・年度末、五・十日、観光シーズンの工事抑制等</li> </ul>
		テレワーク等情報通信を活用した交通代替の推進	出張・会議等、業務の一部をテレワークにより実施することにより、移動によるエネルギーの削減を促進。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員のテレワークの試行・実施</li> <li>テレワーク・SOHO の促進に向けた情報提供・調査研究・普及促進活動を実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員のテレワークの試行・実施</li> <li>テレワーク・SOHO の促進に向けた情報提供・調査研究・普及促進活動を実施</li> </ul>
		環境的に持続可能な交通 (EST) の実現	旅客部門のCO2 排出量増加の主因となっている家用乗用車への過度の依存を抑制し、環境的に持続可能な交通 (EST: Environmentally Sustainable Transport) を実現するため、EST の推進を目指す先導的な地域を募集し、公共交通機関の利用促進、交通流の円滑化対策、低公害車の導入促進、普及啓発等の分野における支援策を集中して講ずる等、関係省庁が連携して地域特性に応じた意欲ある具体的な取組みに対する施策を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における公共交通機関の利用促進事業等</li> <li>環境負荷低減に資する交通基盤整備</li> <li>環境醸成</li> <li>普及啓発</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における公共交通機関の利用促進事業等</li> <li>環境負荷低減に資する交通基盤整備</li> <li>環境醸成</li> <li>普及啓発</li> </ul>
		鉄道貨物へのモーダルシフト	自動車輸送からCO2 排出量の少ない内航海運又は鉄道による輸送への転換を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境にやさしい鉄道貨物輸送の認知度向上の推進 (エコレールマークの普及、推進等)</li> <li>普及啓発</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境にやさしい鉄道貨物輸送の認知度向上の推進 (エコレールマークの普及、推進等)</li> <li>普及啓発</li> </ul>
		トラック輸送の効率化	トラック輸送について一層の効率化を推進する。自家用トラックから営業用トラックへの転換並びに車両の大型化及びトレーラー化を推進するとともに、大型化に対応した道路整備を進める。あわせて輻輳輸送の解消、帰り荷の確保等による積載効率の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発</li> <li>車両の大型化に対応した橋梁の補強</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>普及啓発</li> <li>車両の大型化に対応した橋梁の補強</li> </ul>

添付Ⅱ 温室効果ガス排出削減対策・施策と条例・計画における対応イメージ  
 (対策名、対策概要は地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインをベースに整理)

部門名	内 容 容 応	対策名	対策概要	施策内容	条例における対応が必要なもの	計画における対応 (法律の運用含む)
運輸部門	機器導入等による省エネルギー	環境に配慮した自動車使用の促進	駐停車時のアイドリングストップ、交通状況に応じた安全な定速走行等エコドライブの普及・推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発</li> <li>・率先導入</li> <li>・アイドリングストップ機能を有する自動車購入に対する支援措置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発</li> <li>・率先導入</li> <li>・アイドリングストップ機能を有する自動車購入に対する支援措置</li> </ul>
		アイドリングストップ車導入支援	アイドリングストップ装置導入のための補助等を引き続き実施するとともに、自動車製造事業者等に対して搭載車種拡大、販売促進努力等を促し、環境整備等を行う。			
		高度道路交通システム (ITS) の推進	最先端の情報通信技術を使い、人と道路 (社会) と交通をネットワークし、住みやすい街づくりをめざす新しい社会システム (ITS (高度道路交通システム : Intelligent Transport Systems)) の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通情報収集・提供の促進</li> <li>・率先導入の推進</li> <li>・ETC、VICS 等に関する普及啓発</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通情報収集・提供の促進</li> <li>・率先導入の推進</li> <li>・ETC、VICS 等に関する普及啓発</li> </ul>
		交通安全施設の整備	多発する交通死亡事故の抑止および慢性化する交通渋滞など、さまざまな都市交通問題の解消・緩和を図るため、交通安全施設の整備を効果的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機の設置</li> <li>・交通情報板を活用した交通誘導、踏切信号機の整備によるボトルネック対策の推進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・信号機の設置</li> <li>・交通情報板を活用した交通誘導、踏切信号機の整備によるボトルネック対策の推進</li> </ul>
		トップランナー基準による自動車の燃費改善	1998 年度から省エネルギー法に基づきトップランナー基準を導入しており、2003 年度に L P ガス乗用自動車についても対象に追加する等順次対象を拡大している。 また、2010 年度のカソリン乗用自動車のトップランナー基準については、主要な国内自動車製造事業者等による基準の前倒し達成に向けた積極的な取組み及び自動車グリーン税制等の効果等により、2003 年度時点で約8割 (出荷ベース) のカソリン乗用自動車既に達成。これを踏まえ、一層の燃費改善を図るため、今後の動向等を踏まえながら、2010 年度以降の新たなカソリン乗用自動車のトップランナー基準を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発</li> <li>・率先導入の推進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発</li> <li>・率先導入の推進</li> </ul>
エネルギーの質の改善による省CO <sub>2</sub>	クリーンエネルギー自動車の普及促進	省CO <sub>2</sub> 化に資するハイブリッド自動車、天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車 (CEV : Clean Energy Vehicle) の普及を促進する ここでは、電気自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ディーゼル代替 L P ガス自動車、燃料電池車を指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンエネルギー自動車の導入補助</li> <li>・率先導入の推進</li> <li>・普及啓発</li> <li>・下水道バイオガスの CNG (圧縮天然ガス) 車燃料等としての活用</li> <li>・革新的なエネルギー高度利用技術の導入促進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンエネルギー自動車の導入補助</li> <li>・率先導入の推進</li> <li>・普及啓発</li> <li>・下水道バイオガスの CNG (圧縮天然ガス) 車燃料等としての活用</li> <li>・革新的なエネルギー高度利用技術の導入促進</li> </ul>	
	サルファーフリー燃料の導入及び対応自動車の導入	サルファーフリー (硫黄分10ppm 以下) 石油系燃料の導入を踏まえ、自動車技術との最適な組合せにより、燃費効率の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルファーフリー燃料に対応した自動車の率先導入</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルファーフリー燃料に対応した自動車の率先導入</li> </ul>	

添付Ⅱ 温室効果ガス排出削減対策・施策と条例・計画における対応イメージ  
 (対策名、対策概要は地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインをベースに整理)

部門名	内対応	対策名	対策概要	施策内容	条例における対応が必要なもの	計画における対応 (法律の運用含む)	
エネルギーの質の改善による省CO2 エネルギー転換部門		分散型新エネルギーのネットワーク構築	新エネルギー導入の観点から、風力・バイオマス・太陽光発電、コージェネレーションシステム(エネルギー効率の高いもの)、燃料電池等の複数の分散型電源をIT制御装置等と組み合わせてネットワーク化し、エネルギーの効率的利用を図る小規模なシステム(マイクログリッド)を、既存ネットワークとの連系に係る技術的な課題等を踏まえつつ導入する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体による事業活動を通じた新エネルギーの利用の促進</li> <li>地域における先進的な事業への支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体による事業活動を通じた新エネルギーの利用の促進</li> <li>地域における先進的な事業への支援</li> </ul>	
		新エネルギー対策の推進(バイオマス熱利用・太陽光発電等の利用拡大)	事業者による事業活動を通じた新エネルギー利用等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>新エネルギー導入の総合的計画策定、実施、評価の推進</li> <li>公共施設等における導入促進</li> <li>新エネルギーの導入支援</li> <li>率先導入の推進</li> <li>普及啓発</li> <li>バイオマスタウン構想の策定と推進</li> <li>地域のバイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用のシステム構築</li> <li>下水道バイオガスのCNG(圧縮天然ガス)車燃料等としての活用</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新エネルギー導入の総合的計画策定、実施、評価の推進</li> <li>公共施設等における導入促進</li> <li>新エネルギーの導入支援</li> <li>率先導入の推進</li> <li>普及啓発</li> <li>バイオマスタウン構想の策定と推進</li> <li>地域のバイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用のシステム構築</li> <li>下水道バイオガスのCNG(圧縮天然ガス)車燃料等としての活用</li> </ul>	
		太陽光発電	太陽の光を直接電力に変換する技術				
		風力発電	風の運動エネルギーを利用して発電				
		廃棄物発電、バイオマス発電	焼却処理されている廃棄物については、新たに環境負荷を与えないことのないエネルギーとして最大限の利用を図る。 地域に賦存する様々なバイオマス資源を、熱・電力、燃料、素材等に効率的かつ総合的に利活用するシステムを有するバイオマスタウンの構築に向け、情報を発信し、地域活動を促進するとともに、利活用施設の整備、バイオマスエネルギーの変換・利用等の技術開発等を進める。				
		廃棄物熱利用	廃棄物の焼却に伴い発生する熱や、棄物発電の余熱を利用する。				
		未利用エネルギー	地域の特性をいかした未利用エネルギー(海水、下水等の温度差エネルギー、雪氷熱等)、廃棄物焼却等の廃熱の利用を促進し、地域における効率的なエネルギー供給を行う。				
		黒液・廃材	パルプ製造工程で発生する廃液や建設廃材等を利用する。				
		コージェネレーション・燃料電池の導入促進等	発電時の排熱を回収し熱を利用する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>率先導入の推進</li> <li>導入支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>率先導入の推進</li> <li>導入支援</li> </ul>	

添付Ⅱ 温室効果ガス排出削減対策・施策と条例・計画における対応イメージ  
 (対策名、対策概要は地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインをベースに整理)

部門名	内容対応	対策名	対策概要	施策内容	条例における対応が必要なもの	計画における対応 (法律の運用含む)
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	非エネルギー起源	混合セメントの利用拡大	セメントの中間製品であるクリンカに高炉スラグ等を混合したセメントの生産割合・利用を拡大する。	・率先導入の推進		・率先導入の推進
		廃棄物の焼却に由来するCO <sub>2</sub> 排出削減	廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標や、循環基本法に基づく循環基本計画に定める目標の達成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、一般廃棄物(プラスチック)、産業廃棄物(廃プラスチック・廃油)の焼却量を削減し、廃棄物の焼却に伴うCO <sub>2</sub> の排出を削減する。	・一般廃棄物有料化施策の実施 ・分別の細分化 ・率先導入の推進 ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた住民の自主的な活動の促進や普及啓発、環境教育の推進		・一般廃棄物有料化施策の実施 ・分別の細分化 ・率先導入の推進 ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた住民の自主的な活動の促進や普及啓発、環境教育の推進
	CH <sub>4</sub> , N <sub>2</sub> O	廃棄物の最終処分量の削減等	廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標や、循環基本法に基づく循環基本計画に定める目標の達成に向けた取組みを促進する。具体的には、個別リサイクル法に基づく措置の実施やその評価、検討、地球温暖化対策に資する施設整備等の事業の支援、及び市区町村の分別収集や有料化に係るガイドラインの策定等の施策を講ずることにより、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、廃棄物の直接埋立に伴うメタンの排出抑制を進める。また、一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化を推進する。	・一般廃棄物有料化施策の実施 ・分別の細分化 ・率先導入の推進 ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた住民の自主的な活動の促進や普及啓発、環境教育の推進		・一般廃棄物有料化施策の実施 ・分別の細分化 ・率先導入の推進 ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた住民の自主的な活動の促進や普及啓発、環境教育の推進
		下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化	下水汚泥の焼却施設における燃焼の高度化により、焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減する。	・下水汚泥の燃焼の高度化を実施		・下水汚泥の燃焼の高度化を実施
		一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等	地球温暖化対策に資する施設整備等の事業の支援やごみ処理の広域化による全連続炉の焼却施設設置の推進により、一般廃棄物の焼却施設における燃焼の高度化を進めるとともに、廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標や、循環法に基づく循環計画に定める目標の達成に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、廃棄物焼却に伴う一酸化二窒素の排出削減を進める。	・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた住民の自主的な活動の促進や普及啓発、環境教育の推進 ・ごみ処理の広域化による全連続炉の焼却施設設置の推進 ・率先導入の推進		・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた住民の自主的な活動の促進や普及啓発、環境教育の推進 ・ごみ処理の広域化による全連続炉の焼却施設設置の推進 ・率先導入の推進
	代替フロン等3ガス	産業界の計画的な取組みの促進	1998年2月の「産業界によるHFC等の排出抑制対策に係る指針」(通商産業省告示)を受けて、現在までに8分野22団体による行動計画を策定済みである。今後とも引き続き、産業構造審議会において、産業界の行動計画の進捗状況のフォローアップを行うとともに、行動計画の透明性・信頼性の向上及び目標達成の確実性の向上を図る。また、事業者の排出抑制取組を支援する措置を講ずるとともに、行動計画の未策定業種に対し、策定・公表を促す。	・事業者の取組みの支援		・事業者の取組みの支援
		代替物質の開発等及び代替製品の利用の促進	代替フロン等3ガスの新規代替物質、代替フロン等3ガスを使用しない技術及び回収・破壊技術・製品の利用促進を図る。	・代替製品の調達促進 ・代替製品に係る普及啓発 ・率先導入の推進		・代替製品の調達促進 ・代替製品に係る普及啓発 ・率先導入の推進
		法律に基づく冷媒として機器に充てられたHFCの回収等	法律に基づく冷媒分野でのHFCの回収・破壊の徹底を図る。また、これらの機器のうち、特に業務用冷凍空調機器については、使用冷媒についてHCFCからHFCへの代替が進行している上、廃棄時のフロン回収率が低い水準にとどまっていることから、今後HFCの排出が急増することが見込まれるため、回収率向上を図る。	・法律の適切な実施・運用 ・普及啓発		・法律の適切な実施・運用 ・普及啓発